

わが組合の区長会への要請

特別区長会会長
多田 正見 様

2010年10月12日 東京清掃労働組合
中央執行委員長
西川 卓吾

特別区人事委員会勧告に係る要請

本日、特別区人事委員会の勧告が行われました。内容は、月例給を1,259円、0.30%引き下げるとともに、一時金も0.2月引き下げることとし、地域手当の支給割合については、現行の17%から18%に引き上げ、引上げ分と同率程度、給料月額を引き下げるといふものです。その他、人事制度、勤務環境の整備等に関する報告を述べています。

昨年に引き続き、月例給の引下げに加えて、一時金をも大幅に引き下げるものとなったことは、民間実勢を反映したものとはいえ、特別区職員の生活に大きな影響を与える極めて不満な勧告と言わざるを得ず、内需の回復に悪影響を与えることが懸念されるものです。

公務員賃金は民間賃金の指標となっている実態があります。労働者全体の賃金を引上げることで社会全体も活性化します。賃金抑制は、更なる経済の停滞を招くことに他なりません。公務員賃金を抑制・引き下げることは、今以上に民間賃金を押さえ込むことになるのです。

仮に勧告どおりの給与改定が実施されれば、それは政府・総務省の公務員給与引き下げ攻撃に屈服したものであり、特別区の主体性・独自性、何よりも使用者としての責任を放棄するものと断じざるを得ません。

清掃事業を取り巻く状況は、多様化、複雑化し、困難度も増えています。高齢者や障害者を対象とした訪問収集を始め、戸別収集や時間帯収集、改善を要する集積所の調査・排出指導等、現場の第一線で奮闘する職員の努力や苦労は並々ならぬものがあります。区側が使用者責任を果たすのであれば、特別区における清掃事業をどう評価しているのかを明確にしていきたいと思えます。

給料表は勤務条件の根幹であります。清掃業務の特殊性や困難性を踏まえた現業（業務）職給料表を早期に提示し、わが組合との十分な協議を果たすことを求めます。

人事（削除）制度に係わっては、2008年の給与改定交渉で、技能長や技能主任の設置基準の改善が図られました。技能長の設置数も現行の設置基準による配置数と合わせ、現場の実態を踏まえた必要数を配置することが可能となりました。しかし、統括技能長や技能長に欠員が生じている区があります。2008年の妥結結果を踏まえた対応を各区に求めると同時に、人材育成の観点からも有資格者が積極的に応募できる職場環境の改善や、益々多様化する清掃業務に対応できるよう、現場を熟知した技能長区分の新設や選考のあり方についての改善を求めます。

また、2011年度をもって廃止となる級格付け制度に代わる、処遇改善に繋がる新制度の確立を求めます。任用制度上の技能長区分の新設と合わせて、長年の知識や経験の豊富な職員についても、清掃職場の実態を反映した職務能力として正当に評価し、給与処遇等に反映される制度の確立を求めます。

最後になりますが、勧告の報告（意見）では「人材活用（高齢職員の活用）」として、「高齢職員の活用による組織活力の維持・向上が必要」「国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、特別区職員の実態を踏まえて検討」と述べ、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う、定年延長の検討について言及しています。高齢期の雇用問題に関しては、特別区における現行制度を踏まえ、清掃業務の内容や職場実態を踏まえ、今後労働組合との十分な協議を行い、その意見を反映することを求めます。定年延長を給与抑制の手段とすることのないよう申し入れます。

制約された時間の中での要請となりましたので、以上の点に絞って要請となりましたが、具体的な要求項目等は今後お示しします。

以上

区長会コメント**清掃労組の要請に対する会長発言**

平成22年10月12日

ただいま、委員長から、今回の人事委員会勧告につきまして、要請がございました。

まず、給与勧告について申し上げます。

勧告の内容は、職員の給与が民間給与を0.30%上回り、また、特別給の年間支給月数についても民間の支給割合を上回っていることから、月例給与、期末手当・勤勉手当とも引下げを行うというものであります。

この勧告内容は、昨年に引き続き、民間の給与水準が依然として厳しい状況にあることが、反映された結果として、重く受け止めております。

本年の勧告の取扱いについては、勧告制度の趣旨を踏まえ、勧告を尊重する姿勢で検討を行ってまいります。

次に、業務職給料表について申し上げます。

業務職給料表につきましては、昨年度の交渉結果及び今回の改定内容を踏まえ、検討してまいります。

また、超過勤務手当の支給割合等につきましては、人事委員会勧告における意見や、国、他団体の動向を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

高齢期の雇用問題につきましては、引き続き国の動向等を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。

区政を取り巻く環境が依然として厳しい中で、区民は、区政を担う職員の勤務条件について、これまで以上に強い関心を寄せております。

今後も、区民の区政に対する信頼を確保していくためには、職員の勤務条件を、常に社会一般の情勢に適応させ、適切に対応していくことが極めて重要であります。

清掃労組の皆さんには、ただいま申し上げたことについて、ご理解をいただきたいと思えます。

私からは、以上です。